小平町住宅新築助成金制度について

町内に自ら居住する目的で町内業者により住宅を新築した方に対し、当該費用の一部を助成します。助成対象の要件は下記のとおりです。

【助成対象者】(以下の要件を全て満たすこと)

○町内に自ら居住する目的で住宅を新築した方
○助成金申請時（新築工事完了後）に小平町内の住所に住民登録されている方
○平成23年４月１日から平成26年３月31日までに住宅建築に係る工事を契約し、平成26年12月31日までに新築（完成）した方
○町税及び税外収入金の滞納がない方（同一世帯全員が対象）

【助成対象住宅】(以下の要件を全て満たすこと)

○住宅新築工事のうち町内業者が施工した住宅
○建築経費（助成対象経費）が1,000万円以上（消費税を含まない）の住宅
○専用住宅または併用住宅（自己の居住の用に供する住宅部分のみ対象）
○個人住宅部分の床面積が75㎡以上の住宅

【助成金の額等】

○200万円（一律）
○助成金の交付は、同一世帯に対して１回限り

◎問い合わせ先　役場生活環境課管理係（内線242・243）

ゆったりかんの一時閉館（休業）について

この度、契約期間の満了により現体制での「ゆったりかん」の営業を、３月20日をもって終了する事になりました。

新年度からは、施設を一部改修し新たに営業を再開する事になります。つきましては改修工事のため、一時閉館する事になりますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、営業再開日が決まりましたら、新聞折込み等でお知らせいたしますので、重ねてご理解ご協力をお願いいたします。

◆ 一時閉館（休業）期間 ◆

平成23年３月21日（月・祝）～平成23年４月中旬頃（予定）

◆ 主な工事内容 ◆

○ １階大浴場及び休憩コーナーの一部改装工事等
○ ２階厨房設備の一部改修工事等

◎問い合わせ先　役場経済課商工水産係（内線224・225）